コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE PiPEDO HD,Inc.

最終更新日：2015年12月28日
パイプドHD
代表取締役社長 佐谷宣昭
問合せ先：IR統括部
証券コード：3919
https://www.pipedohd.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、以下の考え方に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の強化、充実に努めてまいります。これは、変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図るためです。

1. 株主に対する説明責任を果たすべく、迅速且つ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視致します。

2. 変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図ります。

3. 健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を構築し、株主、顧客、役職員等のステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て、事業活動を展開致します。

今後も、会社の成長に応じて、コーポレート・ガバナンス体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標と致します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐谷 宣昭	2,801,200	34.66
キャピタルズワン有限会社	1,674,000	20.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	321,900	3.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	204,100	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	158,000	1.96
株式会社SBI証券	103,500	1.28
奥野栄倫	76,380	0.95
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	67,000	0.83
東山明弘	56,000	0.69
大和証券株式会社	55,800	0.69

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

・平成27年9月1日当社設立時点の大株主の状況となります。
・単独株式移転による完全親会社設立に関して、第二位株主であるキャピタルズワン有限会社より、会社法第806条第1項に基づく株式買取請求を受けたことに伴い、平成27年10月30日付で当社自己株式500,000株の買取を実施しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社や上場子会社を有しておらず、またその他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鶴本浩司	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、eおよびfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鶴本浩司	○	株式会社軌道社(現株式会社マーケティング・ボイス)代表取締役 トラベルプレス株式会社(現トラベルボイス株式会社)代表取締役	<選任理由> 経営者としての経験・実績が豊富であり、また専門性、国際性を有しているため、社外取締役として当社の業務執行の監督等役割を十分に果たしていただけるものとの判断から選任いたしました。 <独立役員選定理由> 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れもなく、中立・公正な立場を保持していると判断し、独立役員として選定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、監査計画に基づき、四半期、期末その他必要に応じ会計監査人から監査結果の報告を聴取する他、会計監査人に対して業務監査結果等につき報告するなど相互に連携し、監査品質と監査効率の向上を図ってまいります。
当社の適時情報開示への影響が大きい連結子会社については、当社監査役監査の対象となるため、当社監査役が連結子会社の監査役監査を機動的且つ効率的に行える体制を整備しております。
具体的には、当社監査役と常時連携している当社内部監査人を当社グループ事業会社の監査役に選任するなど、当社グループ事業会社の内部監査人は当社グループ監査役を補佐及び当社監査役と連携して当社グループ事業会社の監査を実施することで、監査役監査の実効性を担保いたします。
持分法適用会社及び純投資対象会社については、当社グループ事業会社の取締役として選任された取締役へのヒアリングや財務諸表の確認等を実施してまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大村健	弁護士										○			
渡邉宣昭	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大村健	○	フォーサイト総合法律事務所 代表パートナー弁護士 株式会社リアルワールド社外監査役 ユナイテッド株式会社社外監査役 アライドアーキテクツ株式会社社外監査役 株式会社レアジョブ 社外監査役 株式会社イグニス 社外取締役	<選任理由> 弁護士として会社法を中心とする企業法務全般の知識を有していることから、当社の監査役体制の強化及び充実に適切な助言をいただけるものとの判断から選任致しました。 <独立役員選定理由> 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れもなく、中立・公正な立場を保持していると判断し、独立役員として選定しております。
渡邉宣昭	○	公認会計士渡邉宣昭事務所 所長 株式会社東天紅 社外監査役 クオール株式会社社外監査役	<選任理由> 公認会計士の資格を持ち、監査及び会計の専門家として、当社取締役の職務の執行につき提言・助言をいただけるものとの判断から選任致しました。 <独立役員選定理由> 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れもなく、中立・公正な立場を保持していると判断し、独立役員として選定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上に対する意欲や意識を高めることにより、当社の企業価値向上を図ることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループでは、業績向上に対する意欲や当事者意識を高めることにより、当社グループの業績及び企業価値の向上を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。
なお、ストックオプションの付与数は、当社設立以前の、株式会社パイプドビッツ及び同社の子会社における業績貢献度及び将来への期待を基

準として決定しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、総額40百万円以内、監査役の報酬等の額は、総額12百万円以内とし、この取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとする旨を定款で定めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会決議による報酬限度額の範囲内で、PG報酬委員会による審議を経て、取締役会にて十分な議論・検討を行い決定してまいります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局にて事前に取締役会資料を提供するほか、適時必要なサポートを行ってまいります。また、社外監査役に対しては、常勤監査役、内部監査室と連携を図り、監査の実効性を高めてまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は取締役会を設置し、監査役制度を採用しております。当社は、コーポレート・ガバナンスに係る以下の体制、組織を構築しております。

1）グループ経営体制
当社は、提出日現在、取締役4名、監査役3名という経営体制となっております。業務上、主要な案件並びに会社法上、取締役会に諮る必要のある重要案件については、代表取締役が議長を務め、監査役が出席する取締役会に上程・審議し、最終的な意思決定を行ってまいります。また、当社内に、環境等の変化に迅速に対応できる業務執行体制の整備を目的として、業務の執行を担当する執行役員を選任し、執行役員会を設置するほか、当社グループ内における様々な情報共有と連携を横断的に深めること及び当社グループ事業会社の経営上の重要事項に関する審議することを目的として、諮問機関としてグループ横断の各種委員会を設置しております。
なお、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

2）監査役会
監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役（社外監査役）2名で構成されております。
監査役は、定期的な監査役会の開催の他、取締役会等の重要な会議に出席し、十分な情報に基づいて、会計監査及び業務監査を中心とする経営全般を幅広く監査してまいります。
当社の適時情報開示への影響が大きい連結子会社については、当社監査役監査の対象となるため、当社監査役が連結子会社の監査役監査を機動的且つ効率的に行えるよう、当社内部監査人との連携及び当社グループ事業会社の内部監査人の補佐を受けつつ、連結子会社の監査役監査の実効性を担保してまいります。持分法適用会社及び純投資対象会社については、当社グループ事業会社の取締役として選任された取締役へのヒアリング、財務諸表の確認等可能且つ必要な範囲で監査を実施してまいります。また、会計監査人との連携を図り、監査の実施状況等について報告及び説明を受け、適宜、意見交換を行い、監査機能強化に努めてまいります。
なお、当社と、常勤監査役並びに社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金240万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

3）内部監査室
当社では、他の業務部門から独立した内部監査室に属する内部監査人が、監査役及び会計監査人等と連携し、各部門における業務活動の有効性及び効率性の観点から内部監査を実施しております。
内部監査人は、監査計画を策定の上、定期監査又は必要に応じて臨時監査を実施いたします。監査結果は代表取締役及び監査役に直接報告されるとともに、被監査部門に対しては代表取締役からの改善指示を対象部門に示達すると共に、改善策の実施状況についてフォローアップ監査を実施いたします。また、監査役及び会計監査人との間で意見交換を行うことによって、内部監査の効率性、合理性に努めてまいります。

4）会計監査人
当社は、会計監査人として、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、同会計監査人及び当社監査に従事する同会計監査人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。
また、当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

5）グループ横断機関について
当社及びグループ会社との情報共有と連携・協業することを主な目的として、当社内にグループ横断機関を設置し、グループ全体の最適化とガバナンス機能の強化を図ってまいります。

6）連結子会社の機関設計
取締役会を設置し、監査役制度を採用しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループの企業規模や事業内容から、監査役設置会社形態が最適であると判断しており、独立性を有する社外監査役2名を含む監査役3名体制で取締役の業務執行の監督機能向上を図っております。
また、当社グループの事業内容・経営実態に詳しい社外取締役1名を選任しているほか、当社の一部の重要な経営判断を行う際の諮問機関として、グループ内の各種委員会を設置し、グループ・ガバナンスの実効性担保と向上を図ってまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年5月に開催する予定です。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトにおいて、財務業績情報、ニュースリリース、決算短信、IRカレンダー等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR統括部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、地球環境保全と事業活動との調和を経営上の重要課題の一つとして位置づけております。お客様が「スパイラル(R)」を利用することで生じたCO2排出量の可視化や、活用シーンに応じたCO2排出量削減モデルの設計、地球環境に貢献するソフトウェア像の追求、カーボンオフセットなどの活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対して、企業情報開示の網羅性、適正性、及び適時性の確保を目的に、「金融商品取引法」や「東京証券取引所規則」、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下「適時開示規則」といいます。）、その他の関連法規や規則に完全に準拠するのみならず、重要な事項について積極的且つ公平に開示することを基本姿勢としています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役会は、コンプライアンス体制を確保するにあたり、統括責任者として、コンプライアンス担当執行役員を任命する。
（2）取締役会は、コンプライアンス体制を確保するために必要な規程を整備し、コンプライアンス担当執行役員は、取締役及び使用人に対し規程の周知と啓蒙をはかるための教育を実施する。
（3）コンプライアンス担当執行役員は、法令等の改正状況を随時把握し、当社グループへの影響を検証し、必要な是正、予防措置を執行役員会又は取締役会へ提言する。
（4）コンプライアンス担当執行役員は、行政機関等による調査、指導又は照会があった際に、速やかにコンプライアンス担当執行役員に情報を伝達する体制を整備する。
（5）取締役会は、他の業務部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査室は、監査役、会計監査人及びグループ横断で組織するPGコンプライアンス委員会と連携しながらコンプライアンス状況を監査し、その結果を定期的に取締役へ報告する。
（6）取締役会は、従業員が法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置し、通報者に対する不利益な取扱を禁止する制度を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体（以下、「文書」という。）に記録し、保存する。
（2）取締役及び監査役が、文書を閲覧できる体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）取締役会は、当社グループにおいて発生し得る損失の発生防止に係る措置及び発生した損失への対応（以下、「リスク管理」という。）の統括責任者を代表取締役社長と定める。
（2）取締役会は、統括責任者と連携し、当社グループ全体のリスクを網羅的、統括的に把握及び評価し、リスク管理の全体的推進をはかるため、リスク管理担当執行役員を任命する。
（3）内部監査室は、リスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会へ報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を定め、以下の体制を整備することにより取締役の職務執行の効率化をはかる。
（1）決裁基準表による執行権限の委譲
（2）執行役員を構成員とする執行役員会の設置
（3）取締役会による中期経営計画の策定、「グループ予算管理方針」に基づく年次及び月次の予実管理の実施

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1）取締役会は、監査役が監査役業務充実のために、内部監査室所属の社員に対して監査業務に必要な事項を命令することができる体制を整備する。
（2）取締役会は、内部監査室所属の社員が監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令を受けない体制を整備する。
（3）取締役会は、連結子会社の取締役若しくは使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役へ報告するための体制を整備するとともに、監査役は必要に応じてこれらの者に対して直接説明を求めることができる。
（4）取締役会は、内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに監査役に報告する体制を整備する。

6. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
（1）監査役は、職務を執行する上で必要な費用を請求することができる。
（2）監査役は、職務の遂行上緊急又は臨時に支出した費用について、会社に償還を請求することができる。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役社長は、監査役との間で定期的な意見交換を行い、経営環境に関する相互理解を深めるとともに監査役監査に必要且つ適切な環境を整備する。

8. 反社会的勢力排除のための体制
（1）反社会的勢力による被害防止のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
（2）取締役会は、反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力への対応を行う組織として法務部を設置する。
（3）法務部は、随時警察等の行政機関や顧問弁護士等の専門家と連携し、取引先に対する反社会的勢力調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努める。

9. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
（1）取締役会において、「グループの財務報告に係る内部統制評価の方針」を制定し、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制を構築するとともに、当該体制が適正に機能することを継続的に評価する。
（2）当社及び連結子会社の財務報告の適正性を確保するための組織として、当社及び連結子会社の役職員から構成する「PG情報開示委員会」を設置する。

10. 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社取締役又は使用人を連結子会社の役員として派遣し、取締役会に出席し意見を述べるなど重要な意思決定に関わることで業務の適正性向上をはかる。
（2）取締役会が連結子会社の業績及び取締役会の運営状況について報告を受ける体制を整備する。
（3）当社及び連結子会社で構成するPGコンプライアンス委員会を組織し、定期的に法令改正状況、グループ各社の法令遵守状況の確認を行い、情報共有及び業務の適正性向上をはかる。
（4）グループ全体のリスクの把握、評価及び損失回避に必要な体制を構築することを目的に「グループリスク管理体制整備の基本方針」を定める。
（5）当社及び連結子会社が意思疎通を保持し整合性のある一貫した効率経営に資することを目的に「グループ会社管理規程」を制定するとともに、連結子会社との間で個別に投資契約書を締結し、当該契約書において「グループ会社管理規程」の遵守を規定する。
（6）「グループ会社管理規程」において、連結子会社の経営上の重要事項を規定し、当該重要事項の決定にあたっては、事前に当社の取締役会等による承認を得ることを義務付ける。
（7）連結子会社と個別に業務委託契約書を締結し、連結子会社の経営及び文書管理、反社調査を含む内部統制に必要な支援及び指導を行う。
（8）「グループ会計処理方針」を定め、会計処理の統一的運用をはかる。
（9）当社内部監査室は、連結子会社の監査を行い、当社の監査役との情報共有をはかり、監査役監査の実効性の向上をはかる。

11. その他業務の適正を確保するための体制
当社は、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会及びグループ横断委員会等の重要な会議に出席し、議事録その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を保持する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方で、以下のように明示しております。

8. 反社会的勢力排除のための体制
（1）反社会的勢力による被害防止のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
（2）取締役会は、反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力への対応を行う組織として法務部を設置する。
（3）法務部は、随時警察等の行政機関や顧問弁護士等の専門家と連携し、取引先に対する反社会的勢力調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努める。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。また、現時点において買収防衛策導入の具体的計画もございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】
1. 情報開示に係る基本姿勢について
当社は、投資者に対して企業情報開示の網羅性、適正性、及び適時性の確保を目的に金融商品取引法、東京証券取引所の規則、その他の関連法規や規則等に準拠した連結決算短信及び有価証券報告書等の法律上開示を義務付けられる連結ベースの書面（以下、「連結開示書類」という。）に完全に準拠するのみならず、投資者の投資判断のために重要な事項については積極的に開示しなければならないという方針のもと、情報開示を行ってまいります。

2. 情報取扱責任者及び担当部署について
当社は、情報開示の網羅性、適正性及び適時性の確保を目的に、情報取扱責任者である担当取締役の下、情報開示担当部署としてPG情報開示委員会を設置しております。PG情報開示委員会は連結開示書類の提出日の直前、又は必要に応じて臨時で開催し、当社グループの情報開示に係るポリシーの策定、情報開示に係る重要性の判断、開示事項のレビュー、当社グループの開示統制の確立と監視等情報開示に係る責務を担い、情報開示の一元化を図っております。また、PG情報開示委員会は、適宜代表取締役及び監査役と連携し、適時開示の実効性を高めてまいります。
PG情報開示委員会は、当該責務を遂行するにあたり事務局を設置し、開示情報の収集、情報開示に係る法令、規則、及び他社開示例等の基礎情報の収集、開示が要求される項目や適正な開示実務についての社内研修等を積極的に行うことで、委員会活動の効率化、迅速化、適正化を図っております。

3. 適時開示体制について
PG情報開示委員会は、適時開示に該当する事項のうち決定事実及び決算情報、その他取締役会（月1回、又は適宜臨時で開催）において決議された重要事実を速やかに開示いたします。発生事実につきましては、当該事実が発生した部門の部門長が関係部門と連携の上事実確認を行い、速やかに代表取締役に報告いたします。代表取締役は当該発生事実にかかるその後の対応方法、対応体制について判断し、PG情報開示委員会に通知いたします。

4. インサイダー取引防止について
当社グループでは、適時開示の推進及びインサイダー取引を未然に防止するため、「インサイダー取引防止規程」において、役員及び従業員がその業務を通して取得した重要な内部情報の管理等、及び株式等の売買等に関して遵守すべき事項を定めております。役員及び従業員が当社株式等の売買等を行なう場合は、所定の申請書により事前申請を義務付けているほか、決算期末等会社の状況に応じて売買等の禁止期間を設けております。また、役職員の意識を向上させるため、適宜教育会を開催し、関係法令及び社内規程の周知徹底を実施しております。

【適時開示体制の概要（概略図）】

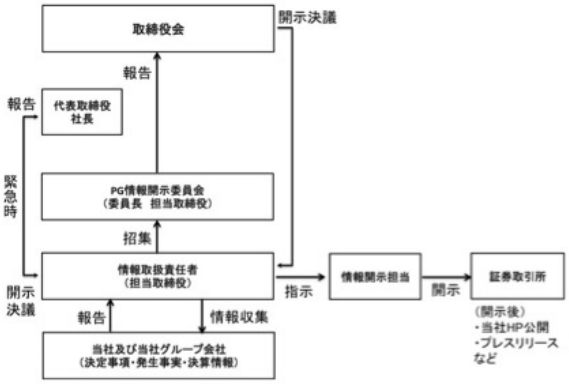

【コーポレートガバナンス体制図の概要（模式図）】

